

**戸籍謄本等に係る不正事件
(過去3年発覚分)**

番号	資 格	事 件 の 概 要
1	弁護士	平成12年8月ころから平成13年11月ころまでの間、テレビ番組制作者から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
2	司法書士	平成13年ころから平成14年ころまでの間、登記簿謄本等の取寄せ代行業者から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
3	行政書士	平成13年3月ころから平成16年2月ころまでの間、調査会社から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
4	行政書士	平成13年5月ころから平成16年11月ころまでの間、第三者から依頼を受けた補助者と共に、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
5	司法書士	平成13年8月ころ、知人から私的な依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
6	弁護士	平成14年4月ころから同年10月ころまでの間、調査会社に対し、職務上請求用紙を不正譲渡したもの。
7	行政書士	平成15年ころから平成16年ころまでの間、身元調査を業としている者を補助者とし、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
8	行政書士	平成15年2月ころから同年3月ころまで間、調査会社から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
9	行政書士	平成16年3月ころ、第三者から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。
10	行政書士	平成16年12月ころから平成17年5月ころまでの間、調査会社から依頼を受け、職務上必要な場合でないのに、職務上請求用紙を使用して戸籍謄本等を不正受領したもの。